



国際司法裁判所

Peace Palace, Carnegieplein 2, 2517 KJ The Hague, Netherlands

Tel : +31 (0)70 302 2323 Fax : +31 (0)70 364 9928

[ウェブサイト](#) [X](#) [YouTube](#) [LinkedIn](#)

プレスリリース
非公式

No. 2025/36
2025年7月23日

気候変動に関する国家の義務

国際司法裁判所が勧告的意見を発出、国連総会から提出された質問に回答

[オランダ・ハーグ2025年7月23日]国際司法裁判所は本日、*気候変動に関する国家の義務* (原題: *Obligations of States in respect of Climate Change.*) に関する勧告的意見を発表した。

これは、2023年3月29日に国際連合総会が採択した決議77/276において、国際司法裁判所規程第65条に言及し、国際司法裁判所に対し、以下の問題について勧告的意見の発出を要請したものである。

- (a) 国家は、国家及び現在と将来の世代のために、人為的な温室効果ガス (GHG) の排出によって気候系及び環境のその他の部分の保護を確かなものとするため、どのような国際法上の義務を負うか
- (b) 行為または不作為により気候系環境のその他の部分に重大な損害を生じさせた場合、下記 (i) (ii) との関係で、国家の義務の下での法的帰結はどのようなものか
- (i) 各国 (特に、小島嶼開発途上国を含め、地理的状況及び開発レベルのために、気候変動によって被害もしくは特別な影響を受けており、又は気候変動に特に脆弱な国々
- (ii) 気候変動の悪影響を受ける現在及び将来の世代の人々・個人

2023年4月12日付の国際連合事務総長からの書簡で国際司法裁判所への勧告的意見の要請がなされた。手続き書面では、国家及び国際機関から91件の書面陳述と62件の意見が提出された。当裁判所は2024年12月2日から13日まで公聴会を開催し、96の国家と11の国際機関が口頭陳述を行った。これは、当裁判所 (ICJ) ならびにその前身である常設国際司法裁判所 (PCIJ) の歴史でも、最高レベルの参加であった。当裁判所は、本日の勧告的意見を全員一致で採択した。全員一致での採択は設立以来、約80年の歴史の中でわずか5回しか成し得ていない。現在までに、当裁判所は29の勧告的意見を発出している。

勧告的意見の中で国際司法裁判所は、国際連合総会が提起した質問 (a) について以下のように回答している。

- 気候変動に係る条約は、人為的な温室効果ガスの排出から気候系及び環境のその他の部分の保護を確かなものとするために、締約国に対して拘束力のある義務を定めている。これらの義務には以下が含まれる。
 - (a) 国連気候変動枠組条約の締約国は、温室効果ガス排出の緩和と気候変動への適応に貢献することを目的とした措置をとる義務を負う；
 - (b) 国連気候変動枠組条約の附属書Iに記載されている締約国は、温室効果ガスの排出を制限し、温室効果ガスの吸収源（sink）及び貯蔵庫（reservoirs）を強化することにより、気候変動との闘いを主導する追加的義務を負う；
 - (c) 国連気候変動枠組条約の締約国は、条約の究極の目的を達成するために相互に協力する義務を負う；
 - (d) 京都議定書締約国は、議定書の該当規定を遵守しなければならない；
 - (e) パリ協定の締約国は、パリ協定で定められた気温目標の達成に適切に貢献できるよう、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力に従って対策を講じる上で、相当な注意（due diligence）を払って行動する義務を負う；
 - (f) パリ協定の締約国は、各国のNDCを合わせることで、地球温暖化を防ぐために世界の平均気温の上昇を工業化前に比べて1.5° C以内に抑えよとの目標を達成できるよう、累次的かつ漸進的な「国が決定する貢献（NDC）」を策定し、通報し、維持する義務を負う；
 - (g) パリ協定の締約国は、継続的に、国が決定する貢献（NDC）で定められた目標を達成することができるよう措置を講じる義務を負う；
 - (h) パリ協定の締約国は、技術及び資金の移転を含む適応及び協力の義務を負っており、これらの義務は誠実に履行されなければならない
- 国際慣習法は、人為的な温室効果ガスの排出から気候系及びその他の環境要素を確実に保護するための国家の義務を定めている。これらの義務には以下が含まれる。
 - (a) 国家は、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力に応じて、相当な注意（due diligence）を払って行動することにより、環境への重大な損害を防止する義務を有しており、自国の管轄下または管理下で行われる活動が気候系及び環境のその他の部分に重大な損害をもたらすことを防止するため、利用可能なあらゆる措置を講じる義務がある；
 - (b) 国家は、気候系及びその他の環境要素に重大な損害をもたらすことを防止するため、誠意をもって相互に協力する義務を有し、そのような危害を防止するための措置を講じる際に、国家は、持続的かつ継続的に協力を行うことが求められる
- オゾン層の保護に関するウィーン条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書及びそのキガリ改正、生物多様性条約、ならびに深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国々（特にアフリカ）が砂漠化とたたかう砂漠化防止条約などの国連条約の締約国は、これらの条約に基づき、人為的な温室効果ガスの排出から気候系及び環境のその他の部分を確実に保護する義務を負う。

- 国連海洋法条約の締約国は、気候変動の悪影響から海洋環境を保護し、保全するための措置を講じ、誠意をもって協力する義務を負う。
- 国家は、国際人権法の下で、気候系及びその他の環境要素を保護するために必要な措置を講じ、人権を尊重し、人権の有効な享受を確保する義務を負う。

国際司法裁判所は、国際連合総会が提起した質問 (b) について以下のように回答している。

- 国家が、質問 (a) に対する回答で特定された義務を履行しない場合、その国家の責任を伴う国際法上の不法行為となる。責任ある国家は、履行を怠った義務を履行する継続的義務を負う。国際法上の不法行為の遂行によって生じる法的帰結には、以下の義務が含まれる。

(a) 不法行為または不作為が継続している場合は、それらを中止すること；

(b) 状況に応じて、不法行為または不作為を繰り返さない保証及び担保を提供すること；

(c) 不法行為と損害との間に十分に直接的かつ確実な因果関係が示されるなど、国家責任法の一般的な条件が満たされている場合、被害を被った国家に対して、完全な賠償（返還、賠償、満足のいく補償）を行うこと

国際司法裁判所の判断

国際司法裁判所はまず、要請された勧告的意見を述べる管轄権を有することを確認し、要請された意見を述べることを拒む理由はないと結論づける（パラグラフ37-49）。次に、決議77/276が採択された一般的な状況及び関連する科学的背景について述べ（パラグラフ72-87）、その上で、要請された質問の意味と範囲について検討する。

質問 (a) に関して、当裁判所は、「国際法の下での」義務という限定のない言及は、国際法全体の下で国家に課される義務について当裁判所に意見を求めるという国際連合総会の意図を示すものであり、当裁判所の回答を特定の国際法の法源または分野に限定するものではないことに留意する。質問 (b) の範囲について、当裁判所は、一般的な観点から法的帰結について検討することが求められていると判断し、特定の国家または国家グループの法的責任を特定するよう要請されているのではないと考える。そのような責任の決定には、個々の事案ごとに具体的な評価を行う必要がある。質問 (b) に関して、当裁判所は、第一に、気候系を保護する義務に違反した国家に対する国家の責任が適用される法的枠組みを確立し、第二に、そこから生じる法的帰結を一般的な形で概説することのみを求められていると判断した（パラグラフ94-108）。

特定のカテゴリーに属する「特別な被害を受けた」または「特に脆弱な」国家に関する法的帰結について、当裁判所は、国際慣習法上の国家責任に関する規則の適用は、被害を受けた国家の被害のカテゴリーや状況によって異なるものではないことに留意する。したがって、「特別な被害を受けた」または「特に脆弱な」国家は、原則として他の被害国と同じ救済を受ける権利を有する。特定の国家がその地理的条件と開発レベルにより直面する課題は、関連する国際法の主要な規則によって規律される。当裁判所は、質問 (b) の後半部分が、気候変動の悪影響の影響を受ける現在及び将来の世代の人々や個人に関する法的影響について問うものであることに留意する。当裁判所は、個人が国家の法的責任を主張する権利を有するか、または、気候変動に起因する被害や損害を伴う特定の状況において損害賠償を請求する権利を有するか否かは、国家の関連する主要な義務に依存するものとする（パラグラフ109-111）。

国際連合総会から要請された質問の範囲と意味を定義した上で、質問 (a) を取り上げ、最も直接的に関連する適用法を断定することから着手する。国際司法裁判所が該当するとして挙げているのは、国際連合憲章（Charter of the United Nations）、気候変動に関する3つの

条約（国連気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定）、海洋法に関する国際連合条約、オゾン層の保護のためのウィーン条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、生物多様性条約、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約、国際慣習法、特に環境に対する重大な損害を防止する義務及び環境保護のための協力義務、基本的な人権条約、及び国際慣習法の下で認められた人権である。さらに、持続可能な開発の原則、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力、公平性、世代間の公平性、及び予防的アプローチまたは予防原則が、最も直接的に関連する法的ルールの解釈と適用のための指針として適用されることを定めている（パラグラフ113-161）。

国際司法裁判所は次に、上述で特定された規則のうち、解釈原則である特別法（*lex specialis*）により除外されるものがあるかという問題を検討する。当裁判所は、気候変動関連条約のみが関連する適用法であるとする主張は維持できないと判断し、特殊法の原則が気候変動条約により他の国際法規則を一般に除外する結果を招くものではないと結論付ける。当裁判所は、質問（a）に答えるために最も直接的に関連する適用法を断定したに過ぎず、気候変動の文脈において様々な状況下で関連する可能性のある他の国際法規則に影響を及ぼさないことを強調している（パラグラフ162-173）。

続いて、気候変動条約の枠組み、気候変動に関する国際慣習法、その他の環境条約、海洋法及び関連する論点、そして国際人権法の下での国家の義務について述べている（パラグラフ174-404）。

質問（b）に関して国際司法裁判所は、この質問は、質問（a）に関連して特定された義務のいずれかを違反した国家に生じる法的帰結に関するものであると考える。当裁判所の任務は、一般的な観点から、国家の行為を評価するための法的枠組みを特定し、国家または国家グループが気候系の保護に関する義務に違反したかどうかを判断し、そのような違反が発生した場合、被害を受けた国家または国家グループが利用できる救済措置についても特定することにある（パラグラフ405-406）。

国際司法裁判所は、気候変動条約に基づく義務違反、及び気候変動の悪影響に関連する損失と損害（ロス&ダメージ）に対する責任は、国際慣習法に基づく国家責任に関する確立された規則を適用して決定されるべきであると結論付けた。当裁判所は次に、帰結と因果関係の問題を取り上げる。当裁判所の見解では、国家のいかなる組織の行為も当該国家の行為とみなされるべきであるという国際法上の確立された規則は、気候変動の文脈においても適用される。国家が、温室効果ガス排出から気候系を保護するための適切な措置を講じないこと（化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料探査許可の付与、または化石燃料補助金の提供などを含む）は、当該国家に帰属する国際法違反の不法行為を構成する可能性がある。当裁判所はまた、問題となっている国際法違反行為は、温室効果ガスの排出そのものではなく、質問（a）で特定された条約上及び慣習法上の義務の違反であることを強調している。私人（個人）に関する点について、当裁判所は、質問（a）において特定した義務には、国家が、相当な注意（due diligence）の問題として、民間事業者の活動を規制する義務が含まれることを指摘している。したがって、例えば、国家が、その管轄下にある民間事業者からの排出量を制限するために必要な規制措置や立法措置を講じず、相当な注意（due diligence）を履行しなかった場合、その国家は責任を負う可能性がある。

国際司法裁判所はさらに、手続に参加した一部の当事者が、気候変動の文脈において責任を問うことは困難であると主張した点を指摘する。その理由は、不法行為が累積的な性質を有し、複数の国が一定期間にわたって関与し、複数の国が複数の被害国に損害を与えるものだからである。この点について、当裁判所は、気候変動は累積的な温室効果ガス排出によって引き起こされるものの、各国の歴史的及び現在の排出量を考慮して、全球排出量における当該国の総貢献度を科学的に算出することが可能であると指摘している。不法行為を構成するのは、排出量そのものではなく、国家の国際的義務に違反して気候系に重大な損害を与える行為または不作為である。

この文脈において、国際司法裁判所は、被害を受けた国家は、気候系及びその他の環境要素に損害をもたらす国際的不法行為を行ったすべての国家に対し、個別にその責任を追及することができる考える。また、複数の国が同じ国際的不法行為の責任を負う場合、その行為に関して各国の責任を主張することができる（パラグラフ410-431）。

因果関係について、国際司法裁判所はまず、損害の因果関係は、責任の認定そのものを特定するための要件ではないと指摘する。当裁判所は、損害が同時に発生した複数の原因による結果である可能性があるという事実が、国家の賠償義務を免除する十分な理由とはならないことを想起する。主張される不法行為または不作為と、主張される損害との間に「十分に直接かつ確実な因果関係」が存在するという法的基準は、気候変動という現象に関連する課題に対処するのに十分に柔軟性があるとの見解である。

国際司法裁判所は、因果関係には 2つの異なる要素があることに留意している。第1に、特定の気候事象または傾向が人為的な気候変動に起因するかどうか、そして第2に、気候変動によって生じた損害がどの程度、特定の国家または国家グループに起因するものであるかどうかである。第2の要素は、国家が損害に関して提起した特定の請求に関して、*具体的に (in concreto)* 立証されなければならない一方、多くの場合、第1の要素は科学的根拠に依拠して対処することができる。これらの手続において提出された科学的証拠は、人為的な温室効果ガス排出により気候系に重大な損害が生じたことを立証している。上記を踏まえ、当裁判所は、国家の不法行為または不作為と気候変動から生じる損害との間の因果関係は、局所的な汚染源との因果関係よりも希薄ではあるものの、これをもって気候変動の文脈において因果関係の特定が不可能であると意味するものではなく、単にそれぞれのケースにおいて*具体的*な評価を通じて因果関係を立証する必要があることを意味するに過ぎないと結論づけている（パラグラフ433-438）。

国際司法裁判所は次に、質問 (a) で特定された特定の義務の性質が、国家に対して特別な法的結果をもたらすかどうかという問題に移る。当裁判所は、すべての国家が大気や公海のようなグローバル環境コモンズ (global environmental commons) の保護に共通の利益を有すると考える。したがって、気候系及びその他の環境要素を人為的な温室効果ガス排出による影響から保護する国家の義務、特に国際慣習法上の重大な越境的損害を防止する義務は、普遍的な国際法上の義務 (*erga omnes*) である。条約の文脈において、当裁判所は、国連気候変動枠組条約とパリ協定が、気候系を保護するすべての国家の本質的な利益を保護することを目的としていることを再確認する。これは国際社会全体に利益をもたらすものである。その結果、すべての締約国は、気候変動関連条約で定められた主要な緩和義務の確保に法的利益を有し、他国がその履行を怠った場合、その責任を主張することができる（パラグラフ439-441）。

国際法上の義務に違反する行為から生じる法的結果について、国際司法裁判所は、これらの助言に係る手続の文脈において、気候系を人為的な温室効果ガスの排出から保護する義務に違反する国際法上の不法行為が具体的にどのような法的責任を伴うかを明確に特定することはできないと判断する。なぜなら、そのような結果は、具体的な不法行為の内容及び特定の損害の性質に依存するからである。一般論として、当裁判所は、問題となっている国家の義務違反 (a) が、国家の責任についての法が定めるあらゆる種類の法的帰結をもたらす可能性があることを指摘する。当裁判所はまた、国家の義務違反は、責任を有する国家が違反した義務を履行する継続的な義務に影響を及ぼさないことを指摘する。その後、国際法違反行為の履行から生じる法的帰結について述べる（パラグラフ445-455）。

国際司法裁判所は、この勧告的意見を通じて、国際連合及びその機関に代表される国際社会の活動に参加していることを指摘し、法が、進み続ける気候危機に対処するための社会的・政治的行動に関する情報及び指針を提供することを期待していると締めくくっている（パラグラフ456）。

副所長 SEBUTINDE は国際司法裁判所の勧告的意見に別の意見を追加、判事 TOMKA は当裁判所の勧告的意見に宣言を追加、判事 YUSUF、XUE 及び BHANDARI は当裁判所の勧告的意見に別の意見を追加、判事 BHANDARI 及び CLEVELAND は当裁判所の勧告的意見に共同宣言を追加、判事 NOLTE は当裁判所の勧告的意見に宣言を追加、判事 CHARLESWORTH は当裁判所の勧告的意見に別の意見を追加、判事 CHARLESWORTH、BRANT、CLEVELAND、及び AURESCU は当裁判所の勧告的意見に共同宣言を追加、判事 CLEVELAND は当裁判所の勧告的意見に宣言を追加、判事 AURESCU は当裁判所の勧告的意見に別の意見を追加、判事 TLADI は当裁判所の勧告的意見に宣言を追加した。

勧告的意見の全文の要約は「[2025/4要約](#)」と題された文書に掲載されており、その文書には宣言と意見の要約が添付されている。この要約と勧告的意見の全文は、当裁判所のウェブサイトの[ケース・ページ](#)で閲覧できる。

本件に関するこれまでの[プレスリリース](#)（訴訟の経緯を含む）は、当裁判所のウェブサイトで閲覧できる。

注：国際司法裁判所のプレスリリースは、情報提供のみを目的として事務局が作成したもので、公式文書ではない。

国際司法裁判所（ICJ）は国際連合の主要な司法機関である。1945年6月に国際連合憲章によって設立され、1946年4月に活動を開始した。国際司法裁判所は、国際連合総会と安全保障理事会によって選出された15人の裁判官で構成され、任期は9年である。所在地はハーグ（オランダ）の平和宮である。同裁判所には2つの役割がある。第1に、国際法に従い、各国から要請があった場合に法的紛争を解決すること、第2に、正式に権限を与えられた国際連合機関及び国際連合システムの諸機関から付託された法的問題について勧告的意見を述べることである。

問い合わせ先（情報部門）

Monique Legerman, 裁判所一等書記官、情報部部長 +31 (0)70 302 2336

Joanne Moore, 情報担当官 +31 (0)70 302 2337

Avo Sevag Garabet, アソシエイト・インフォメーション・オフィサー +31 (0)70 302 2481

メールアドレス：media@icj-cij.org

暫定訳：浅岡美恵（2025年8月18日）